

2020年12月1日

お客さま各位

株式会社 第四銀行

預金規定改定のお知らせ

株式会社 第四銀行（頭取：並木 富士雄）と株式会社 北越銀行（取締役頭取：佐藤 勝弥）は、関係当局の許認可等を得られることを前提に、2021年1月1日（金）に合併し、株式会社 第四北越銀行としてスタートする予定です。

合併後の株式会社 第四北越銀行では、2021年1月1日（金）より、「預入期間10年」の定期預金を預金商品に追加することから、下記のとおり預金規定を改定しますのでお知らせいたします。

記

1. 改定日

- ・2021年1月1日（金）

2. 対象預金規定

<スーパー定期預金>

- ・自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）
- ・自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）
- ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）
- ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）

<大口定期預金>

- ・自由金利型定期預金規定
- ・自動継続自由金利型定期預金規定

3. 改定内容

- ・上記「2. 対象預金規定」の「利息」条項について、下表のとおり改定いたします。

<例1>スーパー定期預金 自由金利型定期預金（M型）規定（単利型） ※下線部分が変更箇所

改定前	改定後
2.（利息） （1）この預金の利息は～（略）。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 （2）（略） （3）この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には	2.（利息） （1）この預金の利息は～（略）。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の <u>10年後</u> の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 （2）（略） （3）この預金を、定期預金共通規定 第2条第1項により満期日前に解約する場合には

<p>～（略）</p> <p>①預け入れ期間が1年以内の場合 （略）</p> <p>②預け入れ期間が1年を超える場合 （略）</p> <p>ただし、預入期間が6か月以上の場合は、中途解約日までの預入期間に応じた～（略）～利率の90%を上回らないものとします。</p> <p style="text-align: center;">以下（略）</p>	<p>～（略）</p> <p>①預け入れ期間が1年以内の場合 （略）</p> <p>②預け入れ期間が<u>1年超5年以内の場合</u> （略）</p> <p>ただし、預入期間が6か月以上の場合は、中途解約日までの預入期間に応じた～（略）～利率の90%を上回らないものとします。</p> <p>③預け入れ期間が10年の場合</p> <p>A <u>6か月未満</u>……………解約日における 普通預金利率</p> <p>B <u>6か月以上2年未満</u>…約定利率×10%</p> <p>C <u>2年以上3年未満</u>……………約定利率×20%</p> <p>D <u>3年以上4年未満</u>……………約定利率×30%</p> <p>E <u>4年以上5年未満</u>……………約定利率×40%</p> <p>F <u>5年以上6年未満</u>……………約定利率×50%</p> <p>G <u>6年以上7年未満</u>……………約定利率×60%</p> <p>H <u>7年以上8年未満</u>……………約定利率×70%</p> <p>I <u>8年以上9年未満</u>……………約定利率×80%</p> <p>J <u>9年以上10年未満</u>……………約定利率×90%</p> <p style="text-align: center;">以下（略）</p>
--	--

<例2>大口定期預金 自由金利型定期預金規定

※下線部分が変更箇所

改定前	改定後
<p>2.（利息）</p> <p>（1）この預金の利息は～（略）。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>2.（利息）</p> <p>（1）この預金の利息は～（略）。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の<u>10年後</u>の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

以 上

【本件に関するお問い合わせ】電話 025-222-4111
事務統括部／小林（紀）、堀